



第32号

令和6年10月10日

東ト協 適正化事業部

貨物自動車運送事業に対し行政処分等を行うべき 違反行為及び日車数の厳罰化について

飲酒運転事故件数が下げ止まり増加傾向にあること等を受け、「貨物自動車運送事業に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」が令和6年9月19日に一部改正され、令和6年10月から施行されます。

今般の改正では、点呼未実施や改善基準告示に違反をした場合の処分について、下記のとおり厳罰化されることとなりますので、会員事業者の皆様におかれましては、飲酒運転の根絶、点呼実施の徹底並びに過労運転の防止に努めていただきますようお願いいたします。

【改正概要】

(1) 過労運転の防止措置義務違反（安全規則第3条第4項）

現行		
乗務時間等告示の遵守違反件数	初違反	再違反
①各事項の未遵守件数5件以下	警告	10日車
②各事項の未遵守件数6件以上15件以下	10日車	20日車
③各事項の未遵守件数16件以上	20日車	40日車
改正後（令和6年10月～）		
勤務時間 等告示の遵守違反件数	初違反	再違反
①各事項の未遵守件数5件以下	警告	10日車
②各事項の未遵守件数6件以上	2日車×未遵守件数	4日車×未遵守件数

(2) 点呼の実施違反（安全規則第7条第2項）

現行		
未実施件数（点呼が必要な回数100回に対して）	初違反	再違反
①未実施19件以下	警告	10日車
②未実施20件以上49件以下	10日車	20日車
③未実施50件以上	20日車	40日車
改正後（令和6年10月～）		
未実施件数（点呼が必要な回数100回に対して）	初違反	再違反
①未実施19件以下	警告	10日車
②未実施20件以上	1日車×未実施件数	2日車×未実施件数

新設（令和6年10月～）		
	初違反	再違反
<u>飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反</u>	<u>100日車</u>	<u>200日車</u>

※酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る点呼について、明らかに実施されていることを点呼記録により事業者が証明した場合を除く

（3）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）

（当該違反は、運転者に対する一般的な指導及び監督（指針12項目）に係るものです。）

現行		
	初違反	再違反
「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 1 「2」「3」以外の違反 ①一部不適切（指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合） ②大部分不適切（指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合） 2, 3 略	警告 10日車	10日車 20日車
改正後（令和6年10月～）		
	初違反	再違反
「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 1 <u>「3」「4」</u> 以外の違反 ①一部不適切（指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合） ②大部分不適切（指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合） <u>2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反</u> <u>（注1）</u> <u>3, 4 略</u>	警告 10日車 <u>100日車</u>	10日車 20日車 <u>200日車</u>

（注1）酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る飲酒運転防止に関する指導について、明らかに実施されていることを指導記録により事業者が証明した場合を除く。

改正内容の詳細については、全日本トラック協会のホームページをご参照ください。

https://jta.or.jp/member/anzen/unso_kaisei202409.html

<巡回指導等に関するお問い合わせ先>

（一社）東京都トラック協会 適正化事業部

TEL 03-3359-4138 / FAX 03-3359-6009